に〇・七五を乗じて得た額、軽自動車税減収補塡特例交付金の額に〇・七五を乗じて得た額及び地方揮発油譲与税減収補塡特例交付金の額の合算額とし、当該年度の当該新市町村（指定市を除く。）にあつては同条に規定する個人住民税減収補塡特例交付金の額に〇・七五を乗じて得た額、自動車税減収補塡特例交付金の額に〇・七五を乗じて得た額、軽自動車税減収補塡特例交付金の額に〇・七五を乗じて得た額及び地方揮発油譲与税減収補塡特例交付金の額の合算額とする。

（地方揮発油譲与税の基準税額の算定方法の特例）

第十九条の六　令和八年度に限り、第三十九条第二号中「〇・八六三」とあるのは、「川崎市にあつては〇・八五七、名古屋市にあつては〇・二七七、その他の指定都市にあつては〇・八六三」とする。

（地方揮発油譲与税の基準税額の算定方法の特例）

第十九条の六　令和七年度に限り、地方揮発油譲与税の基準税額は、第三十九条の規定にかかわらず、川崎市にあつては第一号及び第二号に定める額の合算額から第三号及び第四号に定める額の合算額を控除した額とし、その他の指定都市にあつては第一号及び第二号に定める額の合算額から第三号及び第五号に定める額の合算額を控除した額とし、指定都市以外の市町村にあつては第一号に定める額から第三号に定める額を控除した額とする。

一　地方揮発油譲与税法第四条の規定によつて前年度の六月、十一月及び三月に譲与された地方揮発油譲与税の額のうち同法第三条に係る額の合算額に〇・九七二を乗じて得た額

二　地方揮発油譲与税法第四条の規定によつて前年度の六月、十一月及び三月に譲与された地方揮発油譲与税の額のうち同法第二条に係る額の合算額に川崎市にあつては〇・九六九、その他の指定都市にあつては〇・九七二を乗じて得た額

三　次の算式によつて算定した額

算式

Ａ×0.0013118826

算式の符号

Ａ　地方揮発油譲与税法第４条の規定によつて前年度の６月、11月及び３月に譲与された地方揮発油譲与税の額のうち同法第３条に係る額の合算額

四　次の算式によつて算定した額

算式

Ｂ×0.0013107137

算式の符号

Ｂ　地方揮発油譲与税法第４条の規定によつて前年度の６月、11月及び３月に譲与された地方揮発油譲与税の額のうち同法第２条に係る額の合算額

五　次の算式によつて算定した額

算式

Ｃ×0.0013118826

算式の符号

Ｃ　前号の算式の符号Ｂに同じ。

2　令和七年度に限り、第五十条第一項第九号中「第三十九条第一号に定めるところによつて算定した当該新市町村に係る額」とあるのは「附則第十九条の六第一項第一号に定める額から第三号に定める額を控除することにより算定した当該新市町村に係る額」と、「第三十九条第二号に定めるところによつて算定した当該新市町村に係る額」とあるのは「附則第十九条の六第一項第二